

## 「補助対象について」

### 1 住居が自己所有の方

#### (1) 罹災した家を取り壊し、新築した場合の費用

- 1) 取り壊す必要が無いにも関わらず、取り壊した場合は、建設・購入、解体ではなく、「補修」になります。
- 2) 半壊と判定された方で、一部取り壊しや、玄関などを残してのそれ以外を取り壊した場合は、取り壊しには該当しません。

#### (2) 補修の場合で補助対象となるものの例示

- 1) 床、壁、天井、柱、屋根、窓、ドアなど家の構造の一部をなしているもの
- 2) 造り付けの家具（下駄箱、ベッド、机など）、敷きこみ式のカーペット、畳、自宅購入の際についていたカーテン、ブラインド
- 3) 壁面補修と同時に補修したテレビケーブル、LAN ケーブル類
- 4) エアコン、床暖房装置、天井や壁に固定して使用する照明器具
- 5) キッチンカウンターなどに組み込まれた食洗器、食器乾燥機、コンロ、換気扇、IH ヒーター、オーブン
- 6) 壁やキッチンカウンターなどに埋め込まれた洗濯機、洗濯乾燥機
- 7) 便器、温水式便座（洗浄機能付きを含む）、洗面台、浴槽、湯沸し器、給湯器、電気温水器、家庭用ボイラー

#### (3) 補助対象とならないものの例示

##### 1) 動産は、原則補助対象にはなりません。（一例）

- ①家電製品（洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、電話機、ヒーター、扇風機、スポットクーラー、テレビ、（壁に埋め込んでいるものを含む）、音響設備、ステレオ、プロジェクター、音響設備、カラオケ機など）
- ②家具全般（ベッド、チェスト、ソファ、カーペット、テレビ台、本箱、机、食器棚、椅子など）
- ③食器類、容易に取り外し可能なキッチン器具、（ガスコンロ、IH ヒーター、食洗器、食器乾燥機、電子レンジ、オーブン、魚焼き機）
- ④情報通信機器（パソコン、プリンター、スキャナー、タブレット、携帯電話、無線 LAN 設備、インターネット設備、壁にうめこまれていない LAN ケーブル）
- ⑤その他屋内の動産物品（スポーツ道具、楽器（ピアノなどの大型楽器を含む）、骨董品、壁掛け時計、金庫（固定式を含む）、本、学用品、写真、書画、衣類、カバン類、工具類）
- ⑥屋外全般（自転車、バイク、自動車、観葉植物、植木、門扉、門柱、表札、家に付いてない屋外の照明設備、物干し台）

2) 不動産類であっても、対象にならないものもあります。(一例)

① 自宅兼事務所は、事務所部分は補助対象外になります。

※罹災していない2階部分は、本制度は利用できません。

② 倉庫、車庫、カーポート、車庫のシャッターなど、居室でない場所は対象外になります。

③ 太陽光発電設備及び蓄電池、電気自動車の屋外充電設備についても対象外になります。

## 2 住居が賃貸住宅の方

賃貸の住宅にお住まいで、引き続き住むことができなくなった方は、本制度を利用できます。

賃貸住宅に引き続き住むことができなくなった証明を、管理会社、大家さんなどから取り寄せていただく必要があります。

### (1) 対象となる費用（いわゆる初期費用）の例示

1) 引っ越しに伴う家財を運搬するための経費（エアコンの移設費を含む）

※レンタカーで運んだ場合は、レンタカー代が対象になります。

2) 不動産仲介手数料

3) 礼金、保証金で返還されないもの

4) 保証会社に支払う保証料

5) 火災保険料

6) 引っ越し先で加入が義務付けられている町内会の入会金

7) 引っ越し先で求められた水道の加入当初負担金

### (2) 費用とならないものの例示

1) 引っ越しごみの処理費用

2) 敷金、保証金（返還されるもの）、前渡し家賃

※契約更新の都度、保証金を償却をする方式の契約の保証金は、費用対象とはなりません。

3) 家主に対する原状回復の経費

4) 罹災し、再購入した家財道具

5) 引っ越し時の手袋、洗剤

6) 引っ越し先でのあいさつ回りの物品代

7) 引っ越し先への旅費

8) 引っ越しの際のホテル代